

意見書 第 号

防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書

近年では、豪雨や地震による大規模災害が頻発している。本年だけでも、6月の大阪府北部地震、7月豪雨、8月の台風第20号、9月の台風第21号及び10月の台風第24号、さらには北海道胆振東部地震が大きな被害を引き起こした。今後も、海水温の上昇など気候変動による超大型で非常に強い台風発生の可能性が高まるとともに、南海トラフ地震の発生確率が70～80%に引き上げられるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない状況にある。

特に、本市は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により甚大な被害を受け、関係省庁等からの支援をいただき、早急な復旧・復興に取り組んだ経験からも、防災・減災に対する取組を最大限加速させる必要がある。また、淡路島は、明石及び鳴門の両海峡に架設した大橋により、本州と四国につながっており、大規模な災害に備えた緊急輸送路の確保は重要であるため、陸の孤島とならないよう、本四高速道路上にある多数の跨道橋の耐震化対策が急務となる。

本年6月に土木学会が発表した「「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、経済被害が3分の1から6割程度軽減できることが示された。また、本年7月豪雨では、兵庫県と連携を図りながら取り組んできた志筑川放水路整備や適正な河川維持、砂防堰堤などの防災対策の効果が発揮された。

このことから、災害被害の軽減に資するため、災害後の経済活動の迅速な復旧につながるインフラの整備、老朽化対策、耐震化対策など、適正な維持管理を更に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が高まる南海トラフ地震の津波に備えた「事前防災」の観点から、対策に必要となる予算措置を講ずること。

- 2 平成30年の7月豪雨、台風第21号、第24号等、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災事業を計画的に実施していくため、治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策、耐震化対策等に必要な予算措置を講ずること。
- 3 災害時の機能保全及び安全性確保の観点からも、社会基盤施設の老朽化対策や適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。
- 4 「国難」をもたらす巨大災害に備え、発災後の救援支援活動への支障や社会経済活動の機能不全などを回避するために必要となる交通・運輸基盤の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月3日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	菅義偉様
総務大臣	石田真敏様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	吉川貴盛様
国土交通大臣	石井啓一様
内閣府特命担当大臣（防災）	
	山本順三様

淡路市議会議長 太田善雄